

長崎市介護保険に関する規則及び長崎市地域支援事業実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 9 月 29 日

長崎市長 鈴木史朗

長崎市介護保険に関する規則及び長崎市地域支援事業実施規則の一部を改正する規則

(長崎市介護保険に関する規則の一部改正)

第1条 長崎市介護保険に関する規則(平成12年長崎市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第32条を次のように改める。

(指定居宅サービス事業者等の指定等の標示)

第32条 法第70条第1項、第86条第1項、第94条第1項、第107条第1項及び第115条の2第1項の規定による指定又は許可を受けた者は、その旨を当該指定又は許可に係る事業所又は施設の見やすい場所に標示するものとする。

2 前項の規定は、法第70条の2第1項(法第115条の11において準用する場合を含む。)、第86条の2第1項、第94条の2第1項及び第108条第1項の規定による指定又は許可の更新を受けた者について準用する。

第33条を次のように改める。

(指定地域密着型サービス事業者等の指定等の標示)

第 3 3 条 法第 7 8 条の 2 第 1 項、第 7 9 条第 1 項、第 1 1 5 条の 1 2 第 1 項及び第 1 1 5 条の 2 2 第 1 項の規定による指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

2 前項の規定は、法第 7 8 条の 1 2、第 7 9 条の 2、第 1 1 5 条の 2 1 及び第 1 1 5 条の 3 1 において準用する法第 7 0 条の 2 の規定による指定の更新を受けた者について準用する。

第 3 4 条から第 4 2 条までを削り、第 4 3 条を第 3 4 条とする。

第 4 4 条中「第 4 2 号様式」を「第 3 2 号様式」に改め、同条を第 3 5 条とする。

第 4 5 条中「第 4 3 号様式」を「第 3 3 号様式」に改め、同条を第 3 6 条とし、第 4 6 条を第 3 7 条とし、第 4 7 条を第 3 8 条とする。

第 4 8 条中「第 4 4 号様式」を「第 3 4 号様式」に改め、同条を第 3 9 条とし、第 4 9 条を第 4 0 条とする。

第 3 2 号様式から第 4 1 号様式までを削る。

第 4 2 号様式中「第 4 4 条、第 4 6 条関係」を「第 3 5 条、第 3 7 条関係」に改め、同様式を第 3 2 号様式とする。

第 4 3 号様式中「第 4 5 条関係」を「第 3 6 条関係」に改め、同様式を第 3 3 号様式とする。

第 4 4 号様式中「第 4 8 条関係」を「第 3 9 条関係」に改め、同様式を第 3 4 号様式とする。

(長崎市地域支援事業実施規則の一部改正)

第 2 条 長崎市地域支援事業実施規則（平成 1 8 年長崎市規則第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条を次のように改める。

(指定事業者の指定等の標示)

第17条 法第115条の45の5第1項の規定による指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

2 前項の規定は、法第115条の45の6の規定による指定の更新を受けた者について準用する。

第19条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を削る。

第11号様式から第15号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正前の長崎市介護保険に関する規則及び第2条の規定による改正前の長崎市地域支援事業実施規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。